



ベトナムの半導体市場



北陸銀行 国際部
ホーチミン駐在員事務所
所長 山田 太一

1. 注目集まるベトナムの半導体関連市場

- 世界的チップ競争激化に伴い、世界の半導体メーカーがベトナムでの事業拡大を加速させており、ベトナムが半導体産業に特化した有望な工業地帯を保有する、新たな産業集積地になる兆しが見られます。
- アメリカのシンクタンクの調査によれば、モノのインターネット (IoT) 利用拡大に伴い、今後ベトナムの半導体市場は同国経済の主要産業のひとつとなり、2025年までには16.5億ドル (約2,202億円) 規模に成長することが見込まれています。

2. 各国半導体メーカーの動き

- サムスン電子 (韓国) は、現在ベトナム国内に複数の関連工場を稼働させており、同社が生産するスマートフォンの50%以上を生産していますが、2023年7月以降、ベトナム北部タイグエン省の工場で新たな生産計画を発表しました。さらに、ハノイに研究開発センターを建設することも公表しており、事業投資額は33億ドル (約4,450億円) に達する見込みとされています。
- インテル (米国) も、安定したビジネス環境と豊富な若い労働力を理由としてベトナムに投資を決め、ホーチミンに工場を建設するなど、15億ドル (約2,001億円) の投資を行っています。
- 環旭電子 (台湾)、ルネサスエレクトロニクス (日本) など積極的展開方針を示しています。

- 近年ベトナムへの投資を活発化させている中国企業は、今後のベトナムにおける半導体産業について技術力をそれほど必要としない工程については、工場用地や労働力の確保といった面でベトナムで展開するメリットが大きいと考え、今後より多くの投資が見込まれています。

《ベトナムへの大型投資案件例》

企業名	国名	新規投資額	投資地域
サムスン	韓国	9.2億ドル	北部タイグエン省
インテル	米国	15億ドル	ホーチミン
アムコーテクノロジー	米国	5.3億ドル	北部バクニン省
ジンコソーラー	中国	3.6億ドル	北部クアンニン省
ゴアテック	中国	7億ドル	中部ゲアン省、北部バクニン省
フォクスコン	台湾	2.9億ドル	北部バクザン省

【ジェトロHPデータより北陸銀行作成】

3. 投資活性化をめぐる課題

- ベトナムが今後同業界の海外企業からのさらなる投資を呼び込むために課題となるのが、インフラ構築と政策整備で、例えば電力供給不足の解消や現地人材の育成、海外からの高度人材誘致が必要となります。なかでも熟練工が不足しており、現在のエンジニアの人数では、

数万人の熟練工を必要とする半導体業界の需要に応えることは難しいとされています。

- (2) さらに、ジェトロの調査によれば、原材料・部品の現地調達率は36.3%に留まっており、中国(66.3%)、タイ(57.2%)の現地調達率を大きく下回っています。

4. ベトナム政府の半導体に関する政策

- (1) 現在ベトナムでは、半導体産業の投資において優遇税制の適用があり、一定期間またはプロジェクト実施の全期間にわたり、通常よりも低い法人税率が適用され、免税や減税措置が受けられます(※ただし、内容は進出地域、工場団地により異なります)。
- (2) 優遇税制は、事業内容や設立地域により10%or20%の優遇税率が10年or15年orプロジェクトの全期間に適用されるのが一般的です。減免税制は、4年間の免税+9年間の半減税、6年間の免税+13年間の半減減税、の適用などがあります。
- (3) また、特定の原材料や部品に対する関税免除の適用、土地使用料や地代、土地使用税の減免、減価償却費や課税所得を計算する際の控除可能費用についても優遇があります。

ベトナム政府の優遇策(例)

- ◇一定期間またはプロジェクト全期間の優遇税率適用
- ◇部品・原材料・供給品輸入の際の関税免除
- ◇土地使用料・地代・使用税の減免
- ◇減価償却費や課税所得計算の際の控除可能費用の優遇

etc...

※上記優遇策の詳細は政令31/2021/ND-CP第23条に記載されています。



- (4) 政府は国内での研究開発拠点の設立/拡大に配慮した更なる投資優遇政策の導入も検討しており、上流工程である「研究開発事業の誘致」を中長期的な目標としています。
- (5) こうした半導体産業の誘致を通じ、通信機器やコンピューター、医療、軍事機器といったハイテク製品関連のサプライチェーン参入が期待されており、ベトナム国内の大手通信業者なども半導体チップの自社製造を検討する動きが見られます。

5. おわりに

ベトナム進出のご検討に際しては、ベトナム計画投資省をはじめとする政府機関、工業用地斡旋業者、コンサルタント会社等専門家のご紹介及び各種情報提供が可能ですので、お気軽に当事務所へご相談ください。

<ご注意> 文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。記載内容については、ご利用者の判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
(株)人材情報センター内)
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp